

第3章 環境行政の推進

第1節 佐倉市環境基本条例

佐倉市は、印旛沼をはじめとする豊かな自然環境と、歴史的文化遺産に恵まれたまちです。この恵まれた固有の自然と歴史的文化的風土を活かしつつ、人と自然が調和した環境共生型のまちづくりを進め、もって良好な環境の実現を図るため、「佐倉市環境基本条例」を制定し、平成9年4月から施行しています。

本条例は、基本理念として、「将来にわたる環境の維持向上」「環境資源の合理的、効果的及び循環的利用」「自然環境の保全」「地球環境の保全」を掲げています。

また、市、事業者、市民のそれぞれの責務を定めるとともに、市の施策の基本方針等についても規定しています。

〔佐倉市環境基本条例に規定する、市、事業者及び市民の責務〕

市の責務	事業者の責務	市民の責務
<ul style="list-style-type: none">・環境の保全及び創造のための基本的かつ総合的な施策の策定及び実施・市民意識の高揚・国県等への協力要請	<ul style="list-style-type: none">・事業活動に当たっての環境への負荷低減・市の規制遵守、市の環境施策への協力	<ul style="list-style-type: none">・良好な環境への主体的取組・環境の保全及び創造に関する努力、市の環境施策への協力

第2節 佐倉市環境基本計画

佐倉市環境基本条例では、環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点に立って推進するため、「環境基本計画」を策定することを定めています。

これに基づき、本市では平成10年3月に「佐倉市環境基本計画」を策定し、各種事業を推進しています。

1 計画の概要

(1) 基本方針

印旛沼をめぐる私たちの暮らしを理解し、水と緑とのつきあい方をみんなで考えるまち

(2) 達成すべき環境像

基本方針のもとで達成すべき佐倉市の環境像として、以下の6つを掲げています。

	環境像	取組みの方針等
1	田園の魅力と都市の魅力が調和したまち	秩序ある街並みの形成と豊かな自然環境の保全を図り、田園と都市のバランスのとれた環境の実現を目指します。
2	自然を守り育てるまち	いまある豊かな自然をこれ以上減らさずに、かつ、より良い形で残すことを目指します。 〔関連する環境要素：自然との共生（緑、水辺・水循環、生物生息環境）〕

3	環境への影響を自覚して暮らすまち	人間の生活や活動が広くは地球環境にまで負荷・影響を与えていることを認識し、自らの活動が与える負荷をできるだけ小さくするよう、行政、市民、事業者が努力していきけるような、しくみや活動を推進していきます。 〔関連する環境要素：環境負荷・都市代謝系（資源、エネルギー、環境汚染）〕
4	歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち	人と自然とともに育まれてきた歴史の深みを今日及びこれからに伝えるとともに、いまの佐倉を誇りを持って子どもたちに伝えていける環境づくりを目指します。 〔関連する環境要素—歴史的環境資産（歴史的建造物、文化・行事、習慣、景観・風景）〕
5	人が活き、暮らしを楽しむまち	佐倉市民一人一人が誇りと生きがいを持って快適に暮らせる、みんなにやさしい環境づくりを目指します。 〔関連する環境要素—生活公害（悪臭、騒音・振動、日照、風害、光害）、利便性、安全性〕
6	環境づくりをみんなが進めるまち ～パートナーシップによる環境づくり～	環境に関わる情報の共有や互いの協力体制や仕組みの整備、それぞれの十分な環境への知識・認識の浸透を図ります。

（3）各地域の取り組みの方針

佐倉市は、新興市街地、旧市街地、工業団地、農村地区、あるいは印旛沼と、非常に変化に富む顔を持っています。そこで地域の特性に配慮し、将来にわたって地域の特性が活かされた環境づくりを行って行くものとし、市内を5地区に区分し、それぞれ取り組み方針を掲げています。

印旛沼地区・・・よみがえる佐倉のシンボル
志津・臼井・千代田地区・・・水と緑に浮かぶ、新時代の生活空間
佐倉地区・・・自然と歴史の佐倉を知るエコ・ミュージアム
根郷地区・・・自然美に映える都市美をデザインするまち
和田・弥富地区・・・佐倉を支える、人と生き物のふるさと

（4）重点的取り組みの推進

達成すべき環境像実現のための取り組みの中でも、特に佐倉市の環境づくりにおいて重要であると考えられる取り組みについて、重点的取組として優先的な推進を図ることとしています。

重点的取り組み

- 1) 佐倉らしさとしての自然環境の保全と活用
 - ①重要自然環境地域の設定と保全のための仕組みづくり
 - ②農地や斜面林（背戸山）をめぐる緑の地の保全
 - ③印旛沼と谷津をめぐる水系の保全
- 2) 環境パートナーシップの形成
 - ①環境にかかわる啓発・学習活動の推進
 - ②パートナーシップのための仕組みづくり

(5) 計画の対象期間

平成10年度(1998年)から平成30年度(2018年)まで

2 計画の進捗状況

重点的取り組みの内容を中心とした、環境基本計画の進捗の状況については、以下のとおりです。

(1) 佐倉らしさとしての自然環境の保全と活用

①重要自然環境地域の設定と保全のための仕組みづくり

- ・平成18年3月に「佐倉市谷津環境保全指針」を策定しました。
- ・平成7年度から平成11年度にかけて実施された「佐倉市自然環境調査」の結果を踏まえ、希少生物の生息状況等を勘案して地域別の生物調査、指標となる生物調査等を実施しています。

②農地や斜面林(背戸山)をめぐる緑の地の保全

- ・佐倉城址公園ビオトープ、西御門環境保全ゾーン、直弥公園谷津田生態系保全区域、岩富地区保全林、上志津清水台ビオトープ等の自然環境施設を維持管理し、多様な生物の生息環境を保全しています。
- ・農業振興地域及び農用地区域指定による農地保全や耕作放棄地の予防・解消事業等により、農地の保全を図っています。

③印旛沼と谷津をめぐる水系の保全

- ・「佐倉市谷津環境保全指針」に沿って、(仮称)西部自然公園区域内の畔田谷津をはじめ、市内数か所の谷津等について、市民協働で保全活動を実施しています。
- ・印旛沼流域水循環健全化会議、印旛沼水質保全協議会等の協議会に参加し、沼の水質改善に向けて、国、県、周辺市町村と共同で取組みを進めています。
- ・印旛沼浄化推進運動(ごみ拾い等)を毎年開催し、水辺の美化を進めています。
- ・下水道整備や高度処理合併浄化槽の設置普及事業を行っています。
- ・市内の主な湧水についての啓発冊子「佐倉の湧き水物語～佐倉の湧き水30～」を平成17年度に発行しました。

(2) 環境パートナーシップの形成

①環境にかかわる啓発・学習活動の推進

- ・小中学生を対象とした水辺や生き物の観察会、一般市民を対象とする印旛沼に関する環境学習講座(公益財団法人印旛沼環境基金との共催)を開催しています。
- ・市が委嘱したエコライフ推進員の活動として、市民に対するエコライフの啓発活動や、子どもを対象とした学習会(子どもと作るエコ短冊)等を実施しています。

②パートナーシップのための仕組みづくり

- ・畔田谷津の保全整備事業において、保全方針の決定や保全作業等を、市民協働によるワークショップ形式で行っています。
- ・直弥公園谷津田生態系保全区域において、市民団体の協力により生物調査を行っています。